

議案第 1 2 号

大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱案

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

中学生の休日・放課後の活動の地域展開に向けて委員会の役割を見直す必要が生じたため

大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱（令和4年教育委員会告示第37号）の一部を次のように改正する。

令和8年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>大野市中学生の休日・放課後活動地域展開推進委員会設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>大野市の中学生が希望する活動に、個々に適した環境下で将来にわたり継続して参加できるよう、スポーツ活動及び文化活動の環境を整備し、中学生の休日・放課後活動の地域展開（以下「地域展開」という。）を推進するため、大野市中学生の休日・放課後活動地域展開推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>地域展開に係る調査研究に関する</u></p>	<p><u>大野市部活動地域移行検討委員会設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>大野市立中学校において、部活動を地域のスポーツ団体や文化団体（以下「関係団体」という。）等での活動に移行（以下「部活動の地域移行」という。）するに当たり、部活動の地域移行に関する準備及び諸課題の解決に向けて検討するため、大野市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) <u>部活動の地域移行に係る調査研</u></p>

ること。

(2) 地域展開に必要な体制整備の検討に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地域展開に必要な事項に関すること。

究に関すること。

(2) 部活動の地域移行に係る仕組みづくりの検討に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に必要な事項に関すること。

#### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。